

(答申第180号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県選挙管理委員会委員長（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

(1) 公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、令和7年8月15日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(2) 本件公開請求の内容

2021年及び2024年の衆議院議員選挙における候補者〇〇〇〇氏の選挙運動費用収支報告書、供託証明書、宣誓書、所属政党に関する文書、党派証明書、出納責任者選任届、選挙事務所設置届、報酬を支給する者の届出書、公費の運転手の契約書

2 実施機関の決定等

(1) 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書として、別紙のとおり特定した。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、別紙の①、⑨、⑩及び⑬については全部を公開する公文書公開決定を行い、別紙の②ないし⑧及び⑪ないし⑭については条例第6条第1号（個人情報）及び第3号（事業活動情報）に該当する情報が記載されているとして公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和7年8月29日付け選第225号により審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分のうち、別紙の⑭ないし⑰の公文書に係る部分公開を不服として、令和7年10月12日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、岐阜県選挙管理委員会委員長（第2の4において「審査庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

審査庁は、条例第18条第1項の規定に基づき、令和7年10月24日付け選

第295号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 宣誓書について（別紙⑪及び⑭）

非公開になっている部分は政党の代表者の印鑑であるが、選挙に関する届出書であることから、これを非公開とする理由について、競争上の地位が害されるという根拠に乏しいと思われる。また、印影については、非公開を維持する場合であっても、法人の代表者の氏名と重なっている部分は黒塗りする必要がない。

(2) 宣誓書、同意書について（別紙⑫及び⑬）

候補者の印影であり、非公開とすべきではない。

(3) 出納責任者選任届について（別紙⑮）

国政選挙の候補者における選挙の出納責任者という重要な役割を担う人物に関する電話番号、生年月日及び印影であることから公開すべき。

(4) 選挙事務所設置届について（別紙⑯）

国政選挙の候補者の事務所の設置届出であり、選挙運動費用収支報告書等が公開されることは候補者であれば理解しているはずで、その印影は公開しても問題ない。また、訂正箇所は公開しても問題ない。

(5) 届出書について（別紙⑰）

報酬を支給する者の届出書については、報酬を支給する相手が誰であるかについては収支報告書に掲載することになっていることから、その特定のための情報である個人情報公開が前提であると考えられるため、年齢及び性別については公開すべきである。住所については、選挙運動費用収支報告書に掲載されなかった住所であっても、同様に扱うべきである。また、使用する期間の訂正印は、選挙における印影は公開すべきものである。

第4 実施機関の主張

1 趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

2 本件処分の理由

実施機関が主張する本件処分の理由は、おおむね以下のとおりである。

(1) 条例第6条第1号該当性について

候補者の住所及び印影、出納責任者の住所、電話番号、職業及び生年月日

並びに報酬の支給を受ける者の氏名、住所、年齢及び性別については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められることから、条例第6条第1号の個人情報に該当するものとして非公開とした。なお、令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した選挙運動費用収支報告書に記載されている事項については、何人も閲覧が可能であることから、公開している。

(2) 条例第6条第3号該当性について

政治団体代表者の印影については、内部管理情報であって、広く公にすることを予定しているものとはいえず、公開することにより、偽造・悪用されるなど、当該政治団体の競争上の地位その他正当な利益を害されるおそれがあると認められることから、条例第6条第3号の事業活動情報に該当するものとして非公開とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 宣誓書について（別紙⑪及び⑭）

非公開とした政治団体代表者の印影は、実施機関へ提出した文書の記載事項の真正性を示す認証的機能を有する性質のもので、当該政治団体の内部管理に属する情報である。公開することにより、偽造・悪用されるなど、政治団体の競争上の正当な利益を害するおそれがあることは第4の2（2）のとおりであり、非公開としたのは妥当である。

また、印影と文字が重なった部分は、それ以外の印影部分と容易に分離できるものではないため、部分公開すべき場合には当たらない。仮に文字と重なった部分のみ公開すると、重なり方により印影の公開される部分が変わることとなり、類似の文書について公開請求を繰り返すことで結果として印影全体を公開することとなってしまうから、印影と文字が重なった部分を公開とするのは妥当ではない。

(2) 宣誓書、同意書について（別紙⑫及び⑬）

候補者の印影は、条例第6条第1号の個人情報に該当し、また、令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した選挙運動費用収支報告書に記載されている事項ではなく、何人も閲覧できる状況にあるものではないため、条例第6条第1号ただし書イの慣行として公にされている情報とも認められないことから、非公開としたことは妥当である。

また、提出した公文書の記載事項の真正性を示すもので、公開することにより、偽造・悪用される等、当該候補者の権利利益を害するおそれがあるため、候補者の印影を非公開としたことは妥当である。

(3) 出納責任者選任届について（別紙⑮）

出納責任者の電話番号及び生年月日は、条例第6条第1号の個人情報に該当し、また、令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した選挙運動費用収支報告書に記載されている事項ではなく、何人も閲覧できる状況にあるものではないため、条例第6条第1号ただし書イの慣行として公にされている情報とも認められないことから、非公開としたことは妥当

である。

また、出納責任者の電話番号及び生年月日を公開することについて、非公開として保護すべき個人の利益を上回る公益上の必要性があることの根拠がうかがわれる記載はなく、その必要性があると認められないから、条例第8条による裁量的公開を行う余地はない。

なお、出納責任者選任届において非公開としたのは、出納責任者の印影ではなく候補者の印影であり、候補者の印影を非公開としたことは上記（2）で述べたとおり妥当である。

（4）選挙事務所設置届について（別紙⑩）

候補者の印影を非公開としたことは上記（2）で述べたとおり妥当である。

また、訂正箇所は公開しても問題ないものと考えたとの審査請求人の主張について、各種の届出において訂正印として用いられている場合にのみ印影を公開すべき理由はなく、また、訂正箇所に重なった部分のみ公開することが適当ではないことは、上記（1）で述べたところと同様である。

（5）届出書について（別紙⑰）

報酬を支給する者の年齢、性別及び住所のうち、令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した選挙運動費用収支報告書に記載されていないものについては、条例第6条第1号の個人情報に該当し、また、何人も閲覧できる状況にあるものではないため、条例第6条第1号ただし書の慣行として公にされている情報とも認められないことから、非公開としたことは妥当である。

加えて、選挙運動費用収支報告書に記載のない住所については、これを公開することについて、非公開として保護すべき個人の利益を上回る公益上の必要性があることの根拠がうかがわれる記載はなく、その必要性があると認められないから、条例第8条による裁量的公開を行う余地はない。

また、使用する期間の部分の訂正印（候補者の印影）は、上記（2）及び（3）で述べたとおり、非公開としたことは妥当である。

第5 審査会の判断

審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件処分において、前記第2の2（1）記載のとおり対象公文書を特定しているが、この対象公文書の特定については争いがないことから、以下、本件処分の妥当性について判断する。

2 本件処分の妥当性について

（1）条例第6条第1号（個人情報）の該当性について

ア 条例第6条第1号の趣旨

条例第6条第1号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報については、非公開とすることを定めたものである。プライバ

シーの具体的内容は、法的にも社会通念上も必ずしも明確ではないため、本号では、個人のプライバシーに関する情報であることが明らかに判別できる場合はもとより、個人のプライバシーに関する情報であると推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は原則として非公開としている。

イ 条例第6条第1号の該当性

本件処分において非公開とした、候補者の住所及び印影、出納責任者の住所、職業、電話番号及び生年月日並びに報酬を支給する者の氏名、住所、年齢及び性別は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第6条第1号本文に該当する。また、候補者の印影は、実施機関が主張するように、提出した公文書の真正性を示すものであり、公開することにより、偽造・悪用されるなど、当該候補者の権利利益を害するおそれがあると認められる。

次に、これらの情報が条例第6条第1号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当するかであるが、実施機関によると、選挙運動費用収支報告書に記載されている情報は、何人も閲覧が可能であることから公開しているが、他方で、そもそも記載事項とされていない個人情報や、候補者が報酬を支出することを事前に計画していたものの、何らかの理由で実際には支出しなかった相手方の氏名及び住所といった個人情報は、選挙運動費用収支報告書に記載されておらず、閲覧に供されていないため、非公開としているとのことである。

この点、確かに本件処分に係る対象公文書において、非公開とされた部分は、選挙運動費用収支報告書に記載されていなかった。そうすると、実施機関が非公開とした情報は、いずれも慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には当たらないと認められる。さらに、同号ただし書ロの公務員等の職務の遂行に係る情報、ただし書ハの人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報のいずれにも該当しないほか、公開することに公益上の必要性があると認める事情もないと認められる。

したがって、候補者の住所及び印影、出納責任者の住所、職業、電話番号及び生年月日並びに報酬を支給する者の氏名、住所、年齢及び性別を条例第6条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第6条第3号（事業活動情報）の該当性について

ア 条例第6条第3号の趣旨

条例第6条第3号は、法人等又は事業を営む個人が有する正当な権利利益は、原則として、当該法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公開することにより、害されるべきではないという趣旨であり、公開することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、非公開とすることを定めたものである。

同号の「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法令又は社会通念に照らし事業者が有すると考えられる利益を害する

おそれがあると認められるものをいい、例えば、経営方針等の事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業運営を害するおそれがあると認められるものである。

そして、害するかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるため、法人等又は個人の営む事業の性格や権利利益の内容、性質等に応じ適切に判断する必要がある、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

イ 条例第6条第3号の該当性

政治団体代表者の印影は、実施機関へ提出した文書の記載事項の内容が真正であることを示す認証的機能を有するものであり、政治団体の内部管理に関する側面を有するものであることから、公開することにより、偽造等により悪用されるおそれがあり、当該政治団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、政治団体代表者の印影を条例第6条第3号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 印影と重なる部分の公開について

審査請求人は、公開すべき部分と候補者及び政治団体代表者の印影が重なっている場合は、公開すべき旨主張する。

条例第7条第1項は、公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に分離することができ、かつ、分離することにより当該請求の趣旨が損なわれないと認められるときは、当該公文書の全体を非公開とするのではなく、非公開情報に係る部分を除いた部分について公文書を公開することを定めたものである。

この点、実施機関によると、本来であれば、別紙の⑪及び⑭の代表者氏名の一部、⑭の構成員の選出方法及び候補者となるべき者の選定手続の一部並びに⑯の設置年月日の一部は、仮に、請求者から問合せ等があれば、印影が重なる部分の内容について、説明に応じることができる情報に該当することである。しかしながら、公文書公開請求における対象公文書の閲覧においては、当該箇所に候補者又は政治団体代表者の印影が押印されている限り、これらの情報が非公開情報に該当することは上記(1)及び(2)のとおりであり、本件対象公文書においては、公開すべき部分と重なった部分について、これ以上公開が可能な部分とそうでない部分を容易に分離することは困難であると認められる。

したがって、候補者及び政治団体代表者の印影を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
令和7年10月24日	実施機関から諮問を受けた。
令和7年11月26日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
令和8年1月16日 （第207回審査会）	諮問事案の審議を行った。
令和8年2月20日 （第208回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
令和8年3月23日 （第209回審査会）	答申案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	鋸口 崇	弁護士	
	佐藤 住子	行政書士	
	椎名 智彦	朝日大学法学部教授	
	白木 雄一郎	岐阜商工会議所議員	
会 長	和田 恵	弁護士	

（五十音順）

(別紙)

	対象公文書名
①	令和3年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した供託証明書の写し
②	令和3年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書
③	令和3年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した候補者となることができない者でない旨の宣誓書
④	令和3年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した候補者となることの同意書
⑤	令和3年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書
⑥	令和3年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した出納責任者選任届
⑦	令和3年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した選挙事務所設置届
⑧	令和3年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した報酬を支給することができる者の届出書
⑨	令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した選挙運動費用収支報告書
⑩	令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した供託証明書の写し
⑪	令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書
⑫	令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した候補者となることができない者でない旨の宣誓書
⑬	令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した候補者となることの同意書
⑭	令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書
⑮	令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した出納責任者選任届
⑯	令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した選挙事務所設置届
⑰	令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した報酬を支給することができる者の届出書
⑱	令和6年執行衆議院議員総選挙において候補者〇〇〇〇が提出した選挙運動用自動車運転契約書の写し